

障害者採用計画実施状況通報書（法定雇用率2.7%が適用される教育委員会用）

機関名 令和 年 月 日現在

A 計画の始期及び終期		B 本通報作成時における在職状況																				
① 始期 令和 年 月 日	② 終期 令和 年 月 日	④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数																	⑤ 計 [④の①+④の②+④の③+④の④]			
		④ 法定雇用障害者数の算定基礎となる職員の数	(1) 重度身体障害者の数	(2) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	(3) 重度身体障害者である短時間勤務職員の数	(4) 重度身体障害者以外の身体障害者である特定短時間勤務職員の数	(5) 重度知的障害者の数	(6) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	(7) 重度知的障害者である短時間勤務職員の数	(8) 重度知的障害者以外の知的障害者である特定短時間勤務職員の数	(9) 知的障害者の数	(10) 精神障害者の数	(11) 精神障害者である短時間勤務職員の数	(12) 精神障害者である特定短時間勤務職員の数	(13) 精神障害者である短時間勤務職員の数	(14) 精神障害者である特定短時間勤務職員の数	(15) 精神障害者の数					
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
		⑥ 実雇用率 $\frac{\text{⑤}}{\text{④}} \times 100$	⑦ 法定雇用率を達成するために採用しなければならない 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数																	人		
C 計画始期から本通報作成時までの間における採用状況																						
⑧ 組織の区分				計画における採用予定			採用状況															⑩ 計 [⑩の①+⑩の②+⑩の③+⑩の④]
⑧ 除外職員を除く職員の数		⑧ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数		⑨ 除外職員を除く職員の数		⑪ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数																
						(1) 重度身体障害者の数	(2) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	(3) 重度身体障害者である短時間勤務職員の数	(4) 重度身体障害者以外の身体障害者である特定短時間勤務職員の数	(5) 重度知的障害者の数	(6) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	(7) 重度知的障害者である短時間勤務職員の数	(8) 重度知的障害者以外の知的障害者である特定短時間勤務職員の数	(9) 知的障害者の数	(10) 精神障害者の数	(11) 精神障害者である短時間勤務職員の数	(12) 精神障害者である特定短時間勤務職員の数	(13) 精神障害者である短時間勤務職員の数	(14) 精神障害者である特定短時間勤務職員の数	(15) 精神障害者の数		
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
合計		a	b	c	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	d	
⑩ 採用計画実施率 $\frac{d/c}{b/a} \times 100$				D 備考																		
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第6条の規定により、上記のとおり通報する。																						
令和 年 月 日 厚生労働大臣 都道府県労働局長 殿										任命権者の官職及び氏名												
記入担当者						所属課室名						氏名										

様式第2号の2（裏面）

〔注意〕

- 1 ④(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(ヘ)欄並びに⑫(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(ヘ)欄には、短時間勤務職員が除かれるものであること。
- 1-2 ③欄、④(ハ)、(ニ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ロ)、(ハ)及び(ニ)欄、⑨欄、⑩欄並びに⑫(ハ)、(ニ)、(ロ)、(ハ)及び(ニ)欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律第69条に規定する特定短時間勤務職員が除かれるものであること。
- 2 6月1日現在の障害者採用計画実施状況を通報する場合には、③欄には同年6月1日現在で作成した「障害者任免状況通報書」の⑨欄の数が、④欄には当該「障害者任免状況通報書」の④欄の数が、⑤欄から⑦欄までには当該「障害者任免状況通報書」の⑩欄から⑫欄までの数がそれぞれ記載されることとなること。
- 3 ⑧欄には、「障害者採用計画通報書」において組織の区分をした機関にあっては当該通報書に記載した組織の区分をそのまま記載し、それ以外の機関にあっては組織の区分をしないこと。
- 4 ⑩欄に記載する障害者の数は、重度身体障害者又は重度知的障害者である職員（短時間勤務職員を除く。以下この4において同じ。）については、それぞれ1人につき身体障害者又は知的障害者である職員2人とみなし、重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員（特定短時間勤務職員を除く。以下この4において同じ。）、重度身体障害者以外の身体障害者若しくは重度知的障害者以外の知的障害者である職員、精神障害者である職員又は精神障害者である短時間勤務職員については、それぞれ1人につき身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員1人とみなし、重度身体障害者以外の身体障害者若しくは重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員又は重度身体障害者、重度知的障害者若しくは精神障害者である特定短時間勤務職員については、それぞれ1人につき身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員0.5人とみなして算定すること。
- 5 ⑨欄及び⑩欄には、「障害者採用計画通報書」のCの「合計」欄の⑪欄及び⑫欄の数をそのまま記載することとなること。
- 6 ⑪欄から⑬欄までには、計画始期から本通報作成時までの間における現実の採用状況を記載すること。
- 7 ⑫(ハ)、(ロ)及び(ハ)欄並びに⑬欄には、小数点以下第1位までを記載すること。
- 8 ⑭欄には、小数点以下第2位を四捨五入した数を記載すること。
- 9 その他特記事項がある場合は、D欄に記載すること。